

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業の概要

(1) 事業所の名称等

法人名	社会福祉法人 隠岐共生学園
法人所在地	島根県隠岐郡隠岐の島町栄町1088番地
事業所名	居宅介護支援事業所 たまゆの杜
事業所所在地	島根県松江市玉湯町湯町1924番地1
指定番号	3270102050
連絡先	0852-62-8501
営業日	月曜日～金曜日（但し、国民の休日及び12月29日～1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで
サービス提供地域	松江市

(2) 職員の職種、人数及び職務内容

- 管理者：仁井 智美

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたります。

- 介護支援専門員：3名（常勤）

介護支援専門員は、居宅サービス計画に関する業務及び相談にあたります。

2 業務の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

指定居宅支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 居宅介護支援の提供方法、内容

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、すでに提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- ④ 介護支援専門員は、前号に規定すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ます。
- ⑤ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びそのサービスの達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥ 居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- ⑦ 介護支援専門員は、サービス担当者会議〔介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下、この号において「担当者」という。）を召集して行う会議を言う。以下同じ。〕の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることが可能です。
- ⑧ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- ⑨ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービスの変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の協定を行います。
- ⑩ 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保健施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保健施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑪ 介護支援専門員は、介護保健施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。
- ⑫ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下、

「主治の医師等」という。)の意見を求めます。

- ⑬ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスにかかる主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等にかかる主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行います。
- ⑭ 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定にかかる居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（指定にかかる居宅サービスの種類については、変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。
- ⑮ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにします。
- ⑯ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めます。
- ⑰ 指定居宅介護支援の提供にあつては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

4 利用料金

1ヶ月の利用料金は次のとおりですが、原則として介護保険から負担されますので、利用者の負担はありません。

【居宅介護支援費】

要介護1・2	1,086単位/月
要介護3・4・5	1,411単位/月

【加算】

初回加算	300単位/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位/月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位/回（情報提供をカンファレンス以外に1回）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位/回（情報提供をカンファレンスにより1回）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位/回（情報提供をカンファレンス以外に2回）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位/回（情報提供を2回、うちカンファレンスを1回）
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位/回（情報提供を3回、うちカンファレンスを1回）

ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月（終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日14日以内に2日以上訪問）
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位/月
通院時情報連携加算	50単位/月（1月に1回を限度）
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回（1月に2回を限度）
特定事業所医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルマネジメント加算を15回以上算定している。

5 秘密保持

業務を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

6 事故発生時の対応

事故防止に最善をつくしますが、業務中万が一事故が発生した際は、速やかに事故の状況を把握し、ご家族（状況に応じては主治医）及び市町村に報告し適切な対応を行います。

7 苦情対応窓口

- 居宅介護支援事業所 たまゆの杜 TEL：62-8501
- 松江市 介護保険課 TEL：55-5689
- 島根県国民健康保険団体連合会 TEL：21-2811

8 利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

9 虐待の予防

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者： 目次 孝
- (2) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

10 非常災害対策

必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修会の実施、訓練（シュミレーション）を年に1回以上実施します。

居宅介護支援重要事項説明確認書

令和 年 月 日

契約に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者)	所在地	島根県隠岐郡隠岐の島町栄町1088番地
	名称	社会福祉法人 隠岐共生学園
	事業所名	居宅介護支援事業所たまゆの杜
	説明者	印

契約書及び本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、説明事項を理解し署名いたします。

(利用者) 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

(家族代表) 住所

氏名 印